令和８年２月

お客さま各位

コザ信用金庫

当座勘定規定の改定および払戻請求書による
当座預金払戻しの取扱開始について

平素よりコザ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの中で、小切手によらない当座預金からの払戻方法として、下記のとおり「払戻請求書」による当座預金払戻しの取扱いを開始いたします。

なお、小切手による払戻しについても、従来通りご利用いただける旨、申し添えます。

記

実施内容

(1) 当座勘定規定の改定

改　定　日：令和８年２月２日(月)

・変更箇所につきましては、新旧対照表をご確認ください。

・新規定は、各種規定集に掲載しております。

(2) 払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始

取扱開始日：令和８年２月２日(月)

・弊金庫所定の払戻請求書へ記名および押印するほか、当座預金入金帳をご提示いただくことで、お取引店舗において払戻しが可能となります。

・払戻しについては、口座名義人さまに限ります。

・払戻請求書の第三者への交付および譲渡はできません。

・未使用の小切手（手形を含む）にかかる回収および買戻は、実施いたしません。

※本件にかかるご不明点につきましては、お取引店舗の窓口までお問い合わせください。

以　上

新旧対照表（当座勘定規定（一般用））

（下線部分が変更箇所）

現　　行	改　　正　　後	備考
当座勘定規定（一般用） 第1条. 当座勘定への受入れ（中略） 第2条. 証券類の受入れ（中略） 第3条. 本人振込み（中略） 第4条. 第三者振込み（中略） 第5条. 受入証券類の不渡り（中略） 第6条. 手形、小切手の金額の取扱い（中略） 第7条. 手形、小切手の支払 （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 第8条. 手形、小切手用紙（中略） 第9条. 支払の範囲（中略） 第10条. 支払の選択（中略） 第11条. 過振り（中略） 第12条. 手数料等の引落し （1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （2）当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。 第13条. 支払保証に代わる取扱い（中略） 第14条. 印鑑等の届出（中略） 第15条. 届出事項の変更（中略） 第16条. 印鑑照合等 （1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造	当座勘定規定（一般用） 第1条. 当座勘定への受入れ（中略） 第2条. 証券類の受入れ（中略） 第3条. 本人振込み（中略） 第4条. 第三者振込み（中略） 第5条. 受入証券類の不渡り（中略） 第6条. 手形、小切手の金額の取扱い（中略） 第7条. 手形、小切手の支払等 （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 （3）当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A　届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B　小切手を使用する方法。 （4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 第8条. 手形、小切手用紙（中略） 第9条. 支払の範囲（中略） 第10条. 支払の選択（中略） 第11条. 過振り（中略） 第12条. 手数料等の引落し （1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （2）当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。 第13条. 支払保証に代わる取扱い（中略） 第14条. 印鑑等の届出（中略） 第15条. 届出事項の変更（中略） 第16条. 印鑑照合等 （1）手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届	

新旧対照表（当座勘定規定（一般用））

（下線部分が変更箇所）

その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （2）手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については前項と同様とします。 （3）この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。 第17条. 振出日、受取人記載もれの手形、小切手（中略） 第18条. 線引小切手の取扱い（中略） 第19条. 自己取引手形等の取扱い（中略） 第20条. 利息（中略） 第21条. 残高の報告（中略） 第22条. 譲渡、質入れの禁止（中略） 第23条. 反社会的勢力との取引拒絶（中略） 第24条. 取引の制限等（中略） 第25条. 解約（中略） 第26条. 取引終了後の処理（中略） 第27条. 手形交換所規則による取扱い（中略） 第28条. 成年後見人等の届出（中略） 第29条. 保険事故発生時における預金者からの相殺（中略） 第30条. 規定の変更等（中略） 以　上 （令和４年11月２日）	け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （2）手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については前項と同様とします。 （3）この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。 第17条. 振出日、受取人記載もれの手形、小切手（中略） 第18条. 線引小切手の取扱い（中略） 第19条. 自己取引手形等の取扱い（中略） 第20条. 利息（中略） 第21条. 残高の報告（中略） 第22条. 譲渡、質入れの禁止（中略） 第23条. 反社会的勢力との取引拒絶（中略） 第24条. 取引の制限等（中略） 第25条. 解約（中略） 第26条. 取引終了後の処理（中略） 第27条. 手形交換所規則による取扱い（中略） 第28条. 成年後見人等の届出（中略） 第29条. 保険事故発生時における預金者からの相殺（中略） 第30条. 規定の変更等（中略） 以　上 （令和８年２月２日）	